令和８年度　第１回さぬき市公民館運営審議会

日時　令和８年 10 月 21 日（水）9：30～
場所　寒川第２庁舎　203 会議室

１　開　会

２　挨　拶

さぬき市教育委員会　教育長　和田　浩二

３　議　題

(1) 委員長・副委員長選任

(2) 令和７年度公民館事業報告・・・・・・・・・ P1～P10

(3) 令和８年度公民館事業中間報告について・・・・・P11～P19

(4) その他

４　閉　会

○資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P20～27
・社会教育法（抜粋）
・さぬき市公民館条例
・さぬき市公民館条例施行規則
・さぬき市公民館運営審議会規則
・さぬき市公民館運営審議会委員名簿

(1) 令和７年度公民館事業報告

① 公民館運営審議会の開催

	月　日	場　所	内　容
第１回	令和７年 10 月２日(木)	寒川第２庁舎 203 会議室	・令和６年度公民館事業報告について ・令和７年度公民館事業中間報告について ほか
第２回	令和８年３月 17 日(水)	書面開催	・令和７年度公民館事業報告について ・令和８年度公民館事業計画（案）について ・その他 ほか

② 公民館長会

	月　日	場　所	内　容
第１回	令和７年４月 30 日(水)	寒川第２庁舎 101 会議室	・令和６年度公民館利用実績について ・令和７年度公民館事業について ・香公連及び全公連公民館研究集会について
第２回	令和７年９月９日（火）	源内音楽ホール会議室	・源内音楽ホール共催事業について ・香川県公民館研究大会について
第３回	令和８年１月９日（金）	寒川第２庁舎 101 会議室	・令和８年度さぬき市定期利用団体登録について ・高齢者学級の募集について

③　公民館運営協力委員会（各地区公民館）

公民館名	月日	内　容	
津田公民館	6/17	第 1 回運営協力委員会	・令和 6 年度事業報告・決算報告について ・令和 7 年度事業計画・予算(案)について ・施設清掃等の日程について （参加人数：　9 人）
	9/6	第 1 回社会教育施設等清掃	・津田公民館周辺駐車場除草 ・多目的研修集会施設周辺除草 ・津田公民館北山分館周辺除草 （参加人数：110 人） ・職員消防訓練　（参加人数：　2 人）
	12/6	第 2 回社会教育施設等清掃	・津田公民館、津田働く婦人の家、津田多目的研修集会施設、津田体育館、津田第２体育館、津田公民館北山分館、北山体育館の室内清掃 （参加人数：175 人）
	1/16	津田地区公民館等自主講座代表者会	・令和 8 年度の公民館等施設の定期使用等について　（参加人数：18 人） ・消防訓練　（参加人数：8 人）

公民館名	月日	内　容	
大川公民館	6/27	第 1 回協力委員会	・令和 6 年度事業報告・決算報告について ・令和 7 年度事業計画・予算(案)について ・公民館の運営について ・大川公民館及び大川体育館周辺の清掃作業について （参加人数：27 人）
	7/27	第 1 回公民館清掃	・大川公民館及び大川体育館周辺の清掃 （参加人数：71 人）
	1/15	第 2 回協力委員会	・令和 8 年度公民館定期利用団体登録申請について ・大川公民館の清掃作業について ・避難訓練　館内非常放送設備使用 （参加人数：27 人）
	2/15	第 2 回公民館清掃	・大川公民館床、机、椅子、窓、エアコンフィルター清掃等 （参加人数：82 人）

公民館名	月日	内　容	
志度公民館	4/18	第1回協力委員会 役員会	・令和6年度事業・決算報告について ・令和7年度事業計画・予算作成 ・公民館活動の活性化 ・夏季一斉清掃の計画・公民館のビジョン （参加人数：7人）
	4/27	公民館だより（5月号）発行	・志度公民館公民館のビジョン ・重点目標
	6/1	第1回代表者会	・令和6年度事業・決算報告について ・令和7年度事業計画・予算作成 ・公民館活動の活性化 ・夏季一斉清掃の計画・公民館のビジョン （参加人数：65人）
	7/1 ～31	第1回社会教育等 施設清掃	・志度公民館（講座ごとに実施） （参加人数：544人）
	7/27		・志度公民館末分館　（参加人数：2人）
	8/6		・志度公民館鴨部分館、（参加人数：20人）
	7/1 ～31		・生涯学習館　（参加人数：105人）
	8/4	公民館だより（8月号）発行	・公民館活動の活性化 ・志度公民館の講座の紹介等
	8/28	第2回協力委員会 役員会	・冬季一斉清掃の計画 ・志度地区公民館等自主講座代表者会 ・公民館活動の活性化・公民館だよりの発行 （参加人数：7人）
	10/ 30	防災訓練	・参加者が5つのグループに分かれ、5つの防災ブースをローテーションして体験 （参加人数：53人）
	11/ 14	公民館だより（11月号）発行	ファミリークッキングクラブ特集号
	12/1 ～24	第2回社会教育等 施設清掃	・志度働く婦人の家　（参加人数：279人）
	12/1 ～24		・生涯学習館　（参加人数：　149人）
	12/2		・志度公民館末分館　（参加人数：2人）
	12/3 12/6		・志度公民館鴨部分館　（参加人数：36人）
	12/2	公民館だより（12月号）発行	・さぬき市民文化祭志度祭特集号
	1/9	第3回協力委員会 役員会	・第2回代表者会の運営方法について

	1/25	第 2 回代表者会	・令和 8 年度の公民館等施設の定期使用申請 ・防災講演会（香川県警の災害警備活動） ・志度公民館使用の仕方等 （参加人数：56 人）
	2/19	第 4 回協力委員役員会	・冬季一斉清掃の報告 ・第 2 回代表者会の反省 ・防災訓練の検討、新役員増員の検討について　等 （参加人数：8 人）
	2/24	公民館だより（3 月号）発行	・ファミリークッキング講座の紹介等 （小学生保護者にも配布）

※ 公民館ブログを随時更新（計 6 回）

公民館名	月日	内容	
寒川農村環境改善センター	6/13	ボランティア活動	・さぬき市民病院前・ＪＲ神前駅周辺の花の植替え （参加人数：108 人）
	6/18	第 1 回協力委員会	・令和 6 年度公民館利用状況等 ・令和 7 年度事業計画、予算案 （参加人数：14 人）
	9/7 ～ 9/21	第 1 回社会教育等施設清掃	・農村環境改善センター・神前体育館 ・門入工房等の清掃 （団体ごとに個別に実施）
	11/7	ボランティア活動	・ＪＲ神前駅周辺、さぬき市民病院前の花の植替え （参加人数：105 人）
	1/21	公民館等講座代表者打合せ会	・令和 8 年度さぬき市社会教育等施設定期使用団体登録申請について （参加人数：17 人）
	3/4	第 2 回協力委員会	・令和 7 年度事業報告・会計決算報告 ・令和 8 年度事業計画・予算案 （参加人数：14 人）
	3/10 ～ 3/22	第 2 回社会教育等施設清掃	・農村環境改善センター・神前体育館 ・門入工房等の清掃 （団体ごとに個別に実施）

公民館名	月日	内容	
長尾公民館	5/22	第1回協力委員会	・令和6年度公民館利用状況等 ・令和7年度事業計画（案）について　ほか （参加人数：9人）
	9/3 ～ 27	第1回社会教育等 施設清掃	・長尾公民館の清掃 昭和・前山・多和分館は地元自治会など で清掃活動を実施　（参加人数：630人）
	1/21	長尾公民館 自主講座代表者会	・関係書類の提出について ・公民館利用上の留意点・お願いについて ・使用料について ・避難訓練（火災発生を想定したの避難の実施と、仮設トイレの設置） （参加人数：代表者会49人、避難訓練70人）
	3/1 ～ 21	第2回社会教育等 施設清掃	・長尾公民館の清掃 昭和・前山・多和分館は地元自治会などで 清掃活動を実施　（参加人数：630人）
	3/13	第2回協力委員会	・令和7年度事業報告について ・令和7年度公民館利用状況について ・令和8年度定期使用団体登録申請状況について　（参加人数：9人）

④　親子教室

（公民館主催　共同募集　10 講座）

教室番号	教室名	場所	講師名	参加延べ人数（親子で）
1	夏休み親子藍染教室	津田公民館	堀尾　早敏	20 人
2	夏休み親子書道教室	津田公民館	田中　順子	28 人
3	親子パン教室（午前の部）	大川公民館	尾崎　路子	39 人
4	親子パン教室（午後の部）			36 人
5	親子焼き物教室	志度公民館	志渡焼 石原　宝	40 人
6	親子お菓子教室	志度公民館	大西　幸子	48 人
7	親子ニュースポーツ教室	寒川農村環境改善センター	さぬき市スポーツ推進委員	15 人
8	親子料理教室	旧神前小学校調理室	さぬき市食生活改善推進協議会寒川支部	61 人
9	親子竹のおもちゃ作り教室	長尾公民館	バンジョイ塾 戸田　修治	12 人
10	親子卓球教室	長尾公民館	長尾卓球同好会 安松　佳代子	28 人

（単発募集　1 講座）

実施日	教室名	場所	共催団体（講師名）	参加延べ人数（親子で）
6 月 15 日～1 月 28 日（年間 5 回）	ファミリークッキングクラブ（午前・午後の部）	志度公民館	井上　清恵	270 人

⑤　高齢者学級（各地区）

松籟大学（津田地区高齢者学級）

月　日	内　　容	講師その他	参加者数
5 月 14 日	・開講式 ・ニュースポーツ（ボッチャ）	さぬき市スポーツ推進員	36 人
6 月 11 日	・ＤＶＤ視聴 ・防災教室	香川自主防災会	46 人
7 月 9 日	・国保健康教室	香川県理学療法士会 寒川　祐樹　氏	43 人
9 月 10 日	・人権講座	さぬき市教育委員会事務局 学校教育課社会教育指導員 松原　伸二　氏	41 人
10 月 16 日	・歌ってアンチエイジング part7 ～加齢に負けるな！ 華麗な人生を～	声楽家 石井　真紀　氏	7 人
11 月 6 日	・一日研修	瀬戸内海歴史民俗資料館 中津万象園	22 人
1 月 14 日	・落語 ・修了式	日本赤十字社香川県支部 山本　真紀　氏	45 人

つくも大学（大川地区高齢者学級）

月　日	内　　容	講師その他	参加者数
6 月 5 日	・開講式 ・知って防ごう熱中症	大塚製薬 木村　圭作　氏	36 人
7 月 3 日	・運動によるフレイル予防対策	健康運動指導士 中村　麻紀　氏	32 人
8 月 7 日	・学んで元気!腸のチカラ	香川ヤクルト販売 管理栄養士 長尾　志津代　氏	40 人
9 月 4 日	・祭礼の習俗について調査中に知り得た事	さぬき市文化財保護協会 大川支部 三木　正好　氏	43 人
10 月 16 日	・歌ってアンチエイジング part7 ～加齢に負けるな！ 華麗な人生を～	声楽家 石井　真紀　氏	27 人
11 月 6 日	・民具収集と郷土研究	大川広域行政組合 埋蔵文化財専門員 松田　朝由　氏	25 人

12 月 4 日	・地球温暖化と生活防災 ～気候変動による災害を教訓に～ ・修了式	香川県環境政策課 香川県地球温暖化防止活動推進センター推進委員 井上　博夫　氏	32 人

玉浦大学（志度地区高齢者学級）

月　日	内　容	講師その他	参加者数
6 月 19 日	・開講式 ・学んで元気、腸のチカラ	香川ヤクルト販売 管理栄養士 長尾　志津代　氏	35 人
7 月 25 日	・気になる「終活」 ～相続・贈与を含めて、よくわからないことがいっぱい～	生活協同組合コープかがわライフプランアドバイザー 國方　三千代　氏	29 人
8 月 21 日	・生活習慣病予備軍の体操教室	香川県健康運動指導士 中村　麻紀　氏	27 人
9 月 17 日	・笑いヨガ	笑いヨガ同好会　講師 内柴　泉　氏	25 人
10 月 16 日	・歌ってアンチエイジング part7 ～加齢に負けるな！ 華麗な人生を～	声楽家 石井　真紀　氏	22 人
11 月 21 日	・健康体操 ・ボッチャ（パラリンピック種目）	さぬき市スポーツ推進委員	27 人
12 月 17 日	・世界遺産と四国遍路とわが町の遺産 ・修了式	高松大学　非常勤講師 溝渕　利博　氏	29 人

生き活き長寿大学（寒川地区高齢者学級）

月　日	内　　容	講師その他	参加者数
6 月 5 日	・開講式 ・講話 「賢い消費者をめざそう ～消費者トラブルを予防～」	香川県東讃県民センター 消費生活相談員 黒川　正千代　氏	19 人
7 月 3 日	・さぬき市人権講座（5 回目） 「問いと語らい」	さぬき市教育委員会事務局 学校教育課社会教育指導員 松原　伸二　氏 さぬき市人権推進課課長 山田　謙二　氏	30 人
9 月 11 日	・医学講座 「認知症と間違われやすい高齢者のてんかん」	さぬき市民病院副院長 兼　脳神経外科主任部長 笹岡　昇　氏	28 人
10 月 16 日	・歌ってアンチエイジング part7 ～加齢に負けるな！ 華麗な人生を～	声楽家 石井　真紀　氏	21 人
11 月 13 日	・講話 「空き家を考えよう ～早めが肝心！空き家対策～」	香川県土木部住宅課 住生活企画グループ 主任　市川　崇也　氏	22 人
12 月 11 日	・ふれあい活動 「園児と遊ぼう＆生活発表会」 ・閉講式　皆勤賞　2 名	さぬき市立寒川幼稚園 園長　朝日　由希子　氏 園児　15 名	12 人

ながお大學（長尾地区高齢者学級）

月　日	内　　容	講師その他	参加者数
6 月 5 日	・開講式 ・誤嚥性肺炎について	さぬき市民病院 院長 石井　知也　氏	50 人
7 月 3 日	・楽しく学ぶ！認知症予防講座 ～認知症の理解～	明治安田生命保険相互会社 高松駅前営業所　総務課長 北谷　良江　氏 高松中央営業部　総務部長 堀地　和代　氏	41 人
8 月 7 日	・レッツ！エンジョイ‼ボッチャ	さぬき市スポーツ推進委員 （寒川、野崎、酒巻、河内）	42 人
9 月 4 日	・身近にある人権について考えよう（パート 5） 「迷信・言い伝え、これって本当？」	さぬき市教育委員会事務局 学校教育課社会教育指導員 松原　伸二　氏	38 人

10月16日	・歌ってアンチエイジング part7 ～加齢に負けるな！ 華麗な人生を～	声楽家 石井　真紀　氏	38人
11月6日	・お遍路は楽しい！	おへんろつかさの会 会　長　長尾　真弘　氏 大先達　櫻谷　和香　氏	38人
12月4日	・住宅火災から命を守るために ～お宅には付いていますか？ 住宅用火災報知器～ ・閉講式	香川県危機管理課 主任主事　十河　涼　氏	46人

⑥その他公民館事業

a　文化祭支援（各公民館）
b　公民館等利用許可業務（各公民館）
c　令和7年度さぬき市公民館等自主講座生募集一覧の作成
d　体育施設等利用許可業務（各公民館）

⑦公民館利用者数等

公　民　館　名	利用 延回数	利用 延人数	定期利用 団体数
	（回）	（人）	（団体）
津田公民館	539	10,969	7
津田公民館北山分館	101	1563	1
大川公民館	922	10,189	20
志度公民館	2,719	34,796	49
志度公民館末分館	21	197	0
志度公民館鴨部分館	126	1,649	5
寒川農村環境改善センター	956	24,567	15
長尾公民館	2,527	44,275	49
長尾公民館多和分館	55	671	0
長尾公民館前山分館	124	1,040	2
長尾公民館昭和分館	14	206	1
合　　計	8,104	130,122	149
1　日　平　均	26.31	422.47	

⑧主な施設修繕及び改修工事

施設名	修繕および改修
津田公民館	大ホール排煙窓・ダクト改修
大川公民館	動力変圧器修繕
大川公民館	消防用設備修繕
志度公民館鴨部分館	屋根塗替え修繕

（３）令和８年度公民館事業中間報告について

① 公民館運営審議会の開催

	月　日	場　所	内　容
第1回	令和8年10月21日（水）	寒川第2庁舎 203会議室	・令和７年度公民館事業報告について ・令和８年度公民館事業中間報告について ほか
第2回	令和9年3月予定	未定	・令和８年度公民館事業報告について ・令和９年度公民館事業計画について ほか

② 公民館長会

	月　日	場　所	内　容
第1回	令和8年5月8日（金）	寒川第2庁舎 101会議室	・令和７年度公民館利用実績について ・令和８年度公民事業について ・香公連及び全公連公民館研究集会について
第2回	令和8年9月2日（水）	源内音楽ホール 会議室	・源内音楽ホール共催事業について ・令和8年度香川県公民館研究大会について ほか
第3回	令和9年1月頃	未定	未定

③　公民館運営協力委員会（各地区公民館）

公民館名	月日	内　容	
津田公民館	6/23	第1回協力委員会	・令和7年度事業報告・決算報告について ・令和8年度事業計画・予算(案)について ・施設清掃等の日程について (参加人数：　9人)
	9/26	第1回社会教育等施設清掃	・津田公民館駐車場、津田働く婦人の家周囲除草 ・多目的研修集会施設周囲除草 ・津田公民館北山分館周囲除草 (参加人数：136人) ・職員消防訓練　(参加人数：　2人)
	12/5	第2回社会教育等施設清掃	・津田公民館、津田働く婦人の家、津田多目的研修集会施設、津田体育館、津田第2体育館、津田公民館北山分館、北山体育館の室内清掃
	1/中	津田地区公民館等自主講座代表者会	・令和9度の公民館等施設の定期使用等について ・消防訓練

公民館名	月日	内　容	
大川公民館	6/3	第1回消防訓練	・第1回消防通報訓練 消防設備点検（参加人数：職員3人）
	6/28	第1回協力委員会	・令和7年度事業報告・決算報告について ・令和8年度事業計画・予算(案)について ・公民館の運営について ・大川公民館及び大川体育館周辺の清掃作業について(秋季個別清掃に変更) (参加人数：23人)
	9/21 ～ 11/1	第1回公民館清掃	・秋季個別清掃として団体ごとに日程調整し実施予定。
	1/14	第2回協力委員会	・令和9度公民館定期利用団体登録申請について ・大川公民館の清掃作業について ・第2回消防訓練 大川広域消防による消火栓及びAEDの使い方講習
	2/14	第2回公民館清掃	・大川公民館床・机・椅子・窓・エアコンフィルター清掃等

公民館名	月日	内　容	
志度公民館	4/8	公民館だより（4 月号）発行	・志度公民館のビジョン、重点目標等
	4/17	第 1 回協力委員会 役員会	・令和 7 年度事業・決算報告について ・令和 8 年度事業計画・予算作成 ・志度公民館運営協力委員会組織、会則の確認、新役員 ・公民活動の活性化 ・夏季一斉清掃の計画・公民館のビジョン等 （参加人数：6 人）
	5/31	第 1 回代表者会	・令和 7 年度事業・決算報告について ・令和 8 年度事業計画・予算について ・志度公民館運営協力委員会組織、会則の確認、新役員 ・施設使用の注意事項 ・公民館活動の活性化・施設清掃 （参加人数：54 人）
	7/16	公民館だより（7・8 月号）発行	・公民館の活性化 ・志度公民館の講座紹介等
	7/1 ～31	第 1 回社会教育等施設清掃	・志度公民館　（参加人数：543 人）
	7/26		・志度公民館末分館　（参加人数：2 人）
	7/15		・志度公民館鴨部分館　（参加人数：26 人）
	7/1 ～31		・生涯学習館　（参加人数：106 人）
	10/ 27	第 2 回協力委員会 役員会	・冬季一斉清掃の計画 ・志度公民館運営協力委員会代表者会 ・防災訓練
	12/1 ～ 27	第 2 回社会教育等施設清掃	・志度公民館
	12/6		・生涯学習館
	12/6		・志度公民館末分館
	12/2		・志度公民館鴨部分館
	12/中	公民館だより（12 月号）発行予定	・文化祭志度祭の特集
	1/24	第 3 回代表者会	・令和 9 年度公民館等施設の定期使用申請 ・防災講話 ・施設利用の仕方について
	2/4	第 3 回協力委員会 役員会	・冬季一斉清掃の報告 ・志度地区公民館等自主講座代表者会の反省 ・公民館だよりの検討・新公民館運営協力委員会の事業、新役員　等

※ 公民館ブログを随時更新

公民館名	月日	内容	
寒川農村環境改善センター	6/12	ボランティア活動	・さぬき市民病院前・ＪＲ神前駅周辺の花の植替え （参加人数:68 人）
	6/17	第 1 回協力委員会	・令和 7 年度公民館利用状況等 ・令和 8 年度事業計画、予算案 （参加人数:15 人）
	9/6 ～ 20	第 1 回社会教育等施設清掃	・農村環境改善センター・神前体育館 ・門入工房の清掃 （団体ごとに個別に実施）
	11/6	ボランティア活動	・ＪＲ神前駅周辺、さぬき市民病院前の花の植替え
	1/22	公民館等講座代表者打合せ会	・令和 9 年度さぬき市社会教育等施設定期使用団体登録申請について
	3/3	第 2 回協力委員会	・令和 8 年度事業報告・会計決算報告 ・令和 9 年度事業計画・予算案
	3/9 ～ 21	第 2 回社会教育等施設清掃	・農村環境改善センター・神前体育館 ・門入工房の清掃 （団体ごとに個別に実施）

公民館名	月日	内容	
長尾公民館	5/21	第 1 回協力委員会	・令和 7 年度公民館利用状況等 ・令和 8 年度事業計画（案）について　ほか （参加人数：8 人）
	9/1 ～27	社会教育等施設清掃	・長尾公民館の清掃 昭和・前山・多和分館は地元自治会などで清掃活動を実施
	1/20	長尾公民館自主講座代表者会	・令和 8 年度の公民館等施設の定期利用等について
	3/12	第 2 回協力委員会	・令和 8 年度事業報告について ・令和 8 年度公民館利用状況について ・令和 9 年度定期使用団体登録申請状況について

④　親子教室

（公民館主催　共同募集　10 講座）

教室番号	教室名	場所	講師名	参加延べ人数（親子で）
1	夏休み親子ダンス教室	津田公民館	柿崎　麻莉子	18 人
2	夏休み親子書道教室	津田公民館	田中　順子	24 人
3	親子ベーグル教室（7 月の部）	大川公民館	西森　博子	27 人
4	親子ベーグル教室（8 月の部）			24 人
5	親子焼き物教室	志度公民館	志渡焼 石原　宝	40 人
6	親子お菓子教室	志度公民館	大西　幸子	48 人
7	親子陶芸教室	寒川農村環境改善センター	寒川陶芸同好会 島田　誠	20 人
8	親子料理教室	旧神前小学校調理室	さぬき市食生活改善推進協議会 寒川支部	現在実施中
9	親子竹のおもちゃ作り教室	長尾公民館	バンジョイ塾 古川　誠	19 人
10	親子卓球教室	長尾公民館	長尾卓球同好会 安松　佳代子	40 人

（単発募集　1 講座）

実施日	教室名	場所	共催団体（講師名）	参加延べ人数（親子で）
6 月 21 日～2 月 21 日（年間 5 回）	ファミリークッキングクラブ（午前・午後の部）	志度公民館	井上　清恵	親子18組 195人

⑤　高齢者学級（各地区）

松籟大学（津田地区高齢者学級）

月　日	内　　容	講師その他	参加者数
5 月 13 日	・開講式 ・高齢者向け救急救命講習	大川広域消防西消防署	42 人
6 月 10 日	・介護保険制度について	香川県長寿社会対策課	46 人
7 月 8 日	・介護の仕方・注意事項	さわやか荘	46 人
9 月 9 日	・特殊詐欺、交通事故等の被害防止のために	さぬき警察署 生活安全刑事課、交通課	36 人
10 月 15 日	・歌ってアンチエイジング part8 ～加齢に負けるな！華麗な人生を～	声楽家 渡辺　理香　氏 河口　教昌　氏	20 人
11 月 4 日	・1 日研修	香川東部溶融クリーンセンター、椛川ダム	人
1 月 13 日	・いきいき生活は健康なお口から ・修了式	香川県歯科衛生士会 金川　幸代　氏	人

つくも大学（大川地区高齢者学級）

月　日	内　　容	講師その他	参加者数
6 月 4 日	・開講式 ・家族に迷惑をかけないお金の終活～銀行員が伝えたい!通帳が凍結される前にできること～	百十四銀行富田支店 支店長　池上　満　氏	70 人
7 月 2 日	・運動によるフレイル予防対策	健康運動指導士 中村　麻紀　氏	27 人
8 月 6 日	・ウン知育教室	香川ヤクルト販売(株) 企画ＣＳ推進室 管理栄養士 構口　靖子　氏	30 人
9 月 3 日	・ふるさとに残る祠の謎を解く	さぬき市文化財保護協会 大川支部 熊田　正美　氏	50 人
10 月 15 日	・歌ってアンチエイジング part8 ～加齢に負けるな！華麗な人生を～	声楽家 渡辺　理香　氏 河口　教昌　氏	25 人
11 月 5 日	・毎日の健康のための体調管理のこつ	大塚製薬株式会社 中野　未来　氏	人
12 月 3 日	・さぬき市から世界とつながるひろがる交際交流の輪 ・修了式	ヒューマンリング協同組合	人

玉浦大学（志度地区高齢者学級）

月　日	内　　容	講師その他	参加者数
6 月 18 日	・開講式 ・骨コツ（こつこつ）蓄えよう ～骨を元気に保つ食生活のポイント～	香川ヤクルト販売 管理栄養士 長尾　志津代　氏	32 人
7 月 24 日	・人生会議をはじめよう （終活：もしもの時の備え）	国保健康教室 香川県在宅保健師会 髙瀬　孝子　氏	26 人
8 月 20 日	・高齢者の健康体操 ～運動によるフレイル予防対策～	国保健康教室 健康運動指導士 中村　麻紀　氏	15 人
9 月 16 日	・認知症を学び、だれもが安心して暮らせる地域を考える～認知症を理解し共に生きるために～	香川県健康福祉部 健康対策課 吉田　慎太朗　氏	25 人
10 月 15 日	・歌ってアンチエイジング part8 ～加齢に負けるな！華麗な人生を～	声楽家 渡辺　理香　氏 河口　教昌　氏	21 人
11 月 20 日	・健康体操 ・ボッチャ（パラリンピック種目）	さぬき市スポーツ推進委員	人
12 月 16 日	・人生の三感王をめざして ～超高齢者社会の生き方で大切なこと～（高松大学共催） ・修了式	高松大学　非常勤講師 溝渕　利博　氏	人

生き活き長寿大学（寒川地区高齢者学級）

月　日	内　　容	講師その他	参加者数
6 月 4 日	・開講式 ・講話 「まだまだ動ける体は毎日のごはんから～あなたの元気が地域を元気にする～」	社会福祉法人　香東園 施設長　三浦　誠子　氏	20 人
7 月 9 日	・講話 「いきいき長生き ～健康長寿をめざして～」	さぬき市民病院 地域医療部長兼血液内科 主任部長 中尾　克之　氏	29 人
9 月 10 日	・講話 「人生 100 年を豊かに生きるヒント」	元明善短期大学長 香川県食農アドバイザー おいで米委員会委員 農学博士　管理栄養士 川染　節江　氏	40 人
10 月 15 日	・歌ってアンチエイジング part8 ～加齢に負けるな！華麗な人生を～	声楽家 渡辺　理香　氏 河口　教昌　氏	21 人

11 月 12 日	・講話 「家族をつなぐ、想いをつなぐ ～銀行窓口トラブルを防ぐ 情報共有セミナー」	百十四銀行富田支店	人
12 月 10 日	・ふれあい活動 ・「園児と遊ぼう＆学習発表会 Part4」 ・閉講式	さぬき市立寒川幼稚園 園長　朝日　由希子　氏 園児	人

ながお大學（長尾地区高齢者学級）

月　日	内　容	講師その他	参加者数
6 月 4 日	・開講式 ・源義経の恋人静御前が長尾で 暮らしたという伝説を訪ねる	さぬき市文化財保護協会 理事　多田　敬三　氏	69 人
7 月 2 日	・家族に迷惑をかけない“お金の終活” ～銀行員が伝えたい！通帳が凍結される前にできること～	百十四銀行　富田支店 支店長　池上　満　氏 百十四銀行リテール推進部資産形成グループ 山田　哲治　氏 さぬき警察署長尾交番 木村係長他署員 2 名	88 人
8 月 6 日	・今どきの小学生	さぬき市立長尾小学校 校長　長田　在代　氏	57 人
9 月 3 日	・身近な人権問題を考えよう Part５ ～歴史をひもといていきます～	さぬき市教育委員会事務局学校教育課 社会教育指導員 松原　伸二　氏	51 人
10 月 15 日	・歌ってアンチエイジング part8 ～加齢に負けるな！華麗な人生を～	声楽家 渡辺　理香　氏 河口　教昌　氏	63 人
11 月 5 日	・悪徳商法に騙されないため ～高齢者が狙われています～	香川県東讃県民センター 消費生活相談員 黒川　正千代　氏	人
12 月 3 日	・もしもの時に備える防災講座 ・閉講式	さぬき市社会福祉協議会 主事　山西　正晃　氏	人

ながお大學出前講座　『館長さんのお出かけ講座』（新規事業）

月　日	内　容	会議名	参加者	参加者数
5 月 6 日	・コースターを作ろう	造田あじさい会 令和８年度総会	造田あじさい会	28 人
6 月 11 日	・ボッチャ体験教室	長尾婦人会 6 月役員会	長尾婦人会役員	24 人

8 月 18 日	・スライムを作ろう	長尾婦人会主催 夏休み親子で 料理教室	漁師教室参加の 親子・祖母等	13 人

⑤ その他公民館事業

a　文化祭支援（各公民館）

b　公民館等利用許可業務（各公民館）

c　次年度さぬき市公民館等自主講座生募集一覧の作成

d　体育施設等利用許可業務（各公民館）

（４）その他

○社会教育法（抜粋）

第５章　公民館

（目的）
第二十条　公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）
第二十一条　公民館は、市町村が設置する。
２　前項の場合を除く外、公民館は、公民館設置の目的をもつて民法第三十四条の規定により設立する法人（この章中以下「法人」という。）でなければ設置することができない。
３　公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。
（昭三四法一五八・一部改正）

（公民館の事業）
第二十二条　公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。
一　定期講座を開設すること。
二　討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
三　図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
四　体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
五　各種の団体、機関等の連絡を図ること。
六　その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（公民館の設置）
第二十四条　市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

○さぬき市公民館条例

平成１４年４月１日
条例第７８号

（設置）

第１条　法令その他別に定めがあるものを除くほか、社会教育法（昭和２４年法律第２０７号。以下「法」という。）第２４条の規定に基づき、さぬき市公民館（以下「公民館」という。）を設置する。

（名称及び位置等）

第２条　公民館の名称、位置及び事業の主たる対象となる区域（以下「対象区域」という。）は、別表第１のとおりとする。

（職員）

第３条　公民館に館長その他必要な職員を置く。

（公民館運営審議会）

第４条　法第２９条第１項の規定に基づき、さぬき市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

２　審議会は、委員２０人以内をもって組織する。

３　委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他さぬき市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当と認める者の中から教育委員会が委嘱する。

４　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

５　委員は、再任されることができる。

６　前各項に掲げるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

（使用の許可）

第５条　公民館を使用しようとする者は、あらかじめさぬき市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

２　教育委員会は、前項の許可をする場合において、必要に応じて条件又は制限を付すことができる。

（使用の制限）

第６条　教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、公民館の使用を許可しない。

(1) 法第２０条の規定による公民館の目的に反するおそれがあるとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 専ら営利を目的とした事業に公民館の名称を利用しようとするとき。

(5) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は選挙に関し特定の候補者を支持しようとするとき。

(6) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗教若しくは教団を支持しようとするとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき又は教育委員会が適当でないと認めるとき。

（使用権の譲渡等の禁止）

第７条　第５条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用許可の取消し等）

第８条　教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は公民館の管理上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会の規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(3) 使用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。

(4) 前３号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

２　前項の規定による措置によって使用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

（使用料）

第９条　公民館の使用者は、別表第２に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第１０条　市長は、公益上必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第１１条　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

（損害賠償の義務）

第１２条　使用者が故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、使用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第１３条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日までに、合併前の津田町公民館の設置及び管理に関する条例（昭和３９年津田町条例第２４号）、津田町使用料条例（昭和３５年津田町条例第１４号）、大川町公民館条例（昭和３０年大川町条例第２９号）、志度町公民館条例（昭和３０年志度町条例第３８号）、行政財産の目的外使用に関する条例（昭和３０年志度町条例第２４号）、寒川町公民館条例（昭和４２年寒川町条例第９号）、寒川町使用料条例（昭和３３年寒川町条例第１号）、長尾町公民館条例（昭和４１年長尾町条例第７８号）又は長尾町使用料条例（昭和４７年長尾町条例第１６号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成２２年条例第１６号）

この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年条例第８号）

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年条例第９号）

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（令和２年条例第１０号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年条例第２９号）抄

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。ただし、附則第４項及び第５項の規定は、公布の日から施行する。

（さぬき市照明施設条例の廃止）

２　さぬき市照明施設条例（平成１４年さぬき市条例第９９号）は、廃止する。

（経過措置等）

３　この条例による改正後のそれぞれの条例の使用料又は利用料金（以下「使用料等」という。）に関する規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の施設の利用又は使用（以下単に「利用」という。）に係る使用料等について適用し、施行日前の施設の利用に係る使用料等については、なお従前の例による。

４　施行日以後の施設の利用に係る使用料等については、施行日前においても、この条例による改正後のそれぞれの条例の使用料等に関する規定の例により、徴収等をすることができる。

附　則（令和５年条例第１９号）

（施行期日）

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　この条例による改正後のさぬき市公民館条例に規定するさぬき市志度公民館及びさぬき市長尾公民館の使用に係る手続その他の必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第１（第２条関係）

名称	位置	対象区域
さぬき市公民館 （さぬき市津田公民館）	さぬき市津田町津田１３８番地１６	全域
さぬき市津田公民館北山分館	さぬき市津田町津田３６４５番地５	北山地区
さぬき市大川公民館	さぬき市大川町富田中２２１５番地１	大川地区
さぬき市志度公民館	さぬき市志度３７７９番地１	志度地区
さぬき市志度公民館鴨部分館	さぬき市鴨部１０９９番地	鴨部地区
さぬき市志度公民館末分館	さぬき市末１１１４番地	末地区
さぬき市長尾公民館	さぬき市長尾東８８８番地５	長尾地区
さぬき市長尾公民館造田分館	さぬき市造田是弘７７７番地２	造田地区
さぬき市長尾公民館多和分館	さぬき市多和助光西３５番地５	多和地区
さぬき市長尾公民館前山分館	さぬき市前山８６６番地４	前山地区
さぬき市長尾公民館昭和分館	さぬき市昭和３２５２番地２	昭和地区

別表第２（第９条関係）

（単位：円）

施設名	区分	使用料（１時間につき）
さぬき市公民館（さぬき市津田公民館）	大ホール	６００
	第１講座室	２００
	第２講座室	２００
	第３講座室	２００
	調理実習室	２００
さぬき市津田公民館北山分館	和室	２００
	図書室	１００
	理科室	１００
	調理室	１００
さぬき市大川公民館	第一研修室	１００
	第二研修室	１００
	第一講座室	１００
	第二講座室	１００
	第三講座室	１００
	第四講座室	１００
	松の間	１００
	竹の間	１００
	大広間	４００
	料理実習室	２００
	大ホール	６００
	第一会議室	１００
	陶芸作業棟	１００
さぬき市志度公民館	講座室１	１００
	講座室２	２００
	講座室３	２００
	講座室４	１００
	講座室５	１００
	多目的室	２００
	調理室	２００

	小ホール	４００
	中ホール	４００
	大ホール（小ホール及び中ホールを一体的に使用する場合）	６００
さぬき市志度公民館鴨部分館	調理室	１００
	配膳室	１００
	会議室	１００
	特別室	１００
	大会議室	４００
さぬき市志度公民館末分館	料理講習室	１００
	大会議室	４００
	小会議室	１００
さぬき市長尾公民館	講座室１	１００
	講座室２	１００
	講座室３	１００
	講座室４	２００
	講座室５	２００
	和室	２００
	調理室	２００
	ホール	６００
さぬき市長尾公民館造田分館	大広間	２００
	第１講座室	１００
	第２講座室	１００
	資料室	１００
	図書室	１００
	調理室	２００
さぬき市長尾公民館多和分館	大広間	２００
	講義室	１００
	資料室	１００
	図書室	１００
	調理室	１００
さぬき市長尾公民館前山分館	大広間	４００
	調理室	２００
さぬき市長尾公民館昭和分館	大広間	２００
	研修室	１００
	和室	１００
	調理室	１００

備考

１　使用者の住所（使用者が法人であるときは、その所在地）が市外の場合は、使用料は、この表に掲げる額に２を乗じて得た額とする。

２　使用時間に１時間未満の端数が生じた場合は、その端数時間は、１時間とみなす。

○さぬき市公民館条例施行規則

平成１４年４月１日
教育委員会規則第２２号

（趣旨）

第１条　この規則は、さぬき市公民館条例（平成１４年さぬき市条例第７８号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第２条　公民館は次の事業を行う。

(1) 定期講座を開設すること。

(2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。

(3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。

(4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。

(5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。

(6) 施設を市民の集会その他の公共的利用に供すること。

（開館時間）

第３条　公民館の開館時間は、午前９時から午後１０時までとする。ただし、さぬき市教育委員会（以下第５条を除き「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、変更することができる。

（休館日）

第４条　公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時休館日を設けることができる。

(1) 月曜日

(2) １月１日から同月３日まで及び１２月２９日から同月３１日まで

（使用許可の手続）

第５条　条例第５条第１項の許可に関する手続は、さぬき市教育委員会公の施設の使用許可等に関する手続を定める規則（令和２年さぬき市教育委員会規則第９号）の定めるところによる。

（使用の停止等）

第６条　教育委員会は、条例第８条第１項の規定により、公民館の秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、又は管理上必要な指示に従わない者の使用を停止し、退館を命ずることができる。

（原状回復の義務）

第７条　使用者は、施設等の使用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。条例第８条第１項の規定により使用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも同様とする。

（使用料の返還）

第８条　条例第１１条の規定により使用料を還付することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなったとき。

(2) 使用開始前までに使用の取消しを申し出たとき。

(3) 教育委員会が相当の理由があると認めたとき。

（公民館活動指導員）

第９条　第２条の事業の円滑な実施及び公民館活動の振興のため、教育委員会に公民館活動指導員を置くことができる。

２　公民館活動指導員は、社会教育に関する識見と公民館活動に関する指導技術を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

３　公民館活動指導員は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項第１号に規定する会計年度任用職員とする。

（その他）

第１０条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成１４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日の前日までに、合併前の津田町公民館運営規則（昭和３１年津田町教育委員会規則第４号）、大川町公民館規程（昭和３０年大川町規程第１号）、志度町公民館運営規則（昭和２７年志度町教育委員会規則第１１号）、又は長尾町公民館運営規則（昭和４７年長尾町規則第１６号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（令和２年教委規則第１号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年教委規則第１２号）

（施行期日）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

（さぬき市体育館条例施行規則の廃止）

２　さぬき市体育館条例施行規則（平成２８年さぬき市教育委員会規則第２号）は、廃止する。

○さぬき市公民館運営審議会規則

平成１４年４月１日
教育委員会規則第２３号

（趣旨）

第１条　この規則は、さぬき市公民館条例（平成１４年さぬき市条例第７８号。以下「条例」という。）第４条第６項の規定に基づき、さぬき市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議会の職務）

第２条　審議会は、公民館の円滑な運営を期するため、館長の諮問に応じ次の事項について調査審議する。

(1) 公民館事業の企画及び実施方法

(2) 前号に掲げるもののほか、公民館の運営に関し必要な事項

（組織）

第３条　審議会に委員の互選により委員長１人、副委員長２人を置く。

２　委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　審議会は、年２回委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

２　前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めた場合又は委員の半数以上の要求があった場合は、臨時に審議会を招集することができる。

３　審議会の会議は、委員の２分の１以上が出席しなければ開くことができない。

４　会議の議事は、出席委員の過半数の同意により議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（その他）

第５条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、審議会で定める。

附　則

この規則は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年教委規則第２号）

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。